

長崎市新地・館内地区の面的歴史的環境保全制度の問題点 - 泉州市の中心市街地歴史的環境保全との比較 -

長崎大学大学院 学生会員 関暁麗

長崎大学大学院 正会員 後藤恵之輔

1. はじめに

近年、地方分権が進みつつある日本では、地方都市の活性化が強く求められるようになり、地方独自性を発揮した街づくりの必要性が増している。長崎市では、新地館内地区の地区整備と活性化策が活発に検討されている。一方、中国泉州市では、2001年には中心市街地にある中山路商店街の修復プロジェクトが、ユネスコ文化遺産保護賞を受賞した。伝統的な商店街の保存と商業が調和する空間を創生することに成功した。

2. 研究目的

本研究では、中国泉州市の中心市街地について、歴史的環境保存と整備の経験を、長崎市新地・館内地区のまとまりある歴史的地区景観を形成するために、泉州市と比較し、どのような問題点や課題があるかを明らかにすることを目的とする。

3. 泉州市の「歴史名城保護計画」

泉州市は図-1に示すように、中国東南沿海、台湾海峡を隔てた所に位置し、港湾都市として知られている。1982年に、中国国務院から第一回「国家歴史文化名城」の指定を受けた。「歴史文化名城」とは、国家保護制度によって指定されている典型的な歴史的都市を指し、1996年では、99都市が国家歴史文化名城として指定されている。

泉州市は1983年から、古城を対象として「泉州市歴史名城保護計画」を作成した。歴史文化名城保護計画は泉州市総体計画(マスタープラン)の一部である。古城の範囲は図-2のように、面積は6.71平方キロメートルである。国家級重点文化財保護単位4箇所、県級文化財保護単位3箇所、市級文化財保護単位35箇所。



図-1 泉州市の位置



図-2 泉州市古城規制型詳細計画

表-1 泉州市古城の「三面一線」保護区

保護区名称	面積km ²	建築物制限	主な保護対象
開元寺保護区	0.408	2階以下	開元寺
中心片区保護区	0.036	2階以下	后城巷古民居
城南区保護区	0.126		天后宮
中山街風貌保護区		2階以下	中山路

2002年では古城内の常住人口は約15万人である¹⁾。

泉州市のマスタープランでは、「全体保存」の理念と「構造 - 面 - 線」の保存方法が成熟している。「構造」とは都市空間の保存であり、泉州の空間構造特性は「三山二江一城」(清源山、紫帽山、桃花山)、(晋江、洛陽江)、(古城區)である。「面」は泉州の特色を代表する地区の保存であり、「線」は、伝統的な街・巷・河等の保存である。表-1に示すように、「三面一線」保護区がある。

「三面」とは、開元寺保護区では開元寺及び周辺の民居が含まれている。中心片区保護範囲には、文廟、明倫堂、銅佛寺、半宮、清静寺、后城巷古民居等がある。城南区保護区は天后宮を中心に、その周辺の集宝街、市舶司、古造船跡、青龍巷古民居等がある。

「一線」とは、図-2の南北方向の街で、古城保護計画の中の中山路風貌保護区であり、泉州市の都市観光における商業観光地の役割をも果たしている。全長が2450m、幅が12mである。両側に立地する店舗は953店舗ある。「古城規制型詳細計画」の中で、中山路は泉州市の「都市軸」である。1998年に行った中山路修復プロ

プロジェクト 2001 年ユネスコ「アジア太平洋文化遺産保存賞」を受賞した。施策としては、建築物は騎楼と連続列柱等歴史的な価値ある景観を保存継承し、建築物の細部はもとのデザインと調和させて整備した。騎楼とは、柱廊をもち屋根で覆われた空間を指す。外壁の門、窓の様式を維持し、元風貌と一致する原則の元に建築物の内部更新をした。

4. 長崎市新地館内地区

(1) 館内・新地地区の現状

新地・館内地区は図-3 に示すように、長崎市の都市部に位置しているが、館内地区は活気が失っている。地区住民の高齢化や人口の流出により、商店や市場等商業が活力を失い、さらに住宅の老朽化も進みつつある。この地区を再び活気をもつ街に甦らすためには、地区にある唐人屋敷跡の活用は重要な問題である。しかし、唐人屋敷跡は、文化財の指定をうけることなく、範囲もいまだ不明確なままである。新地中華街は、都心の商業的賑わいと観光地の東山手・南山手を繋ぐところに位置している。東西、南北約 250m の十字路で、40 店舗の中華料理店、土産物店がある。長崎新地中華街商店街組合主催の 2005 年長崎ランタンフェスティバルの集客数は約 82 万人にのぼり、経済波及効果は 99 億円になった。

(2) 都市計画上の位置づけ

「長崎市都市景観条例」に基づく、1990 年の「長崎市都市景観基本計画」では、景観形成地区の予定地区として「新地・館内」地区が位置づけられている²⁾。

歴史的市街地の保存・整備は、文化財保護制度に基づく伝統的建造物群保存地区が中心的制度である。長崎市は現在でも、歴史的市街地のごく一部の、「東山手、南山手」二箇所の伝統的建造物群保存地区だけを指定

した。したがって、選定されていない「新地・館内地区」では、歴史と文化の保存と整備という重要な課題は事実上放棄されたような状態である。また、地方自治体によって自主的に作られた景観条例は、歴史的市街地に関する専門的な条例でないため、それを全面的に制御することはできないと思われる。

5. 日中の面的歴史的環境保護制度の違いについて

1) 保護のあり方の確立方式: 中国では都市計画による保護計画の策定によって確立されているが、日本では、市町村の保存条例に基づく保存条例によって保護の全体的なあり方が確立されている³⁾。

2) 計画内容: 中国では、保護地区の保護計画が当該地区の総合的計画として位置づけられているが、日本では、「伝統的建造物群保存地区」制度をみると、建造物の保存整備計画が中心となっており、文化財保護の性格が強いといえる。又、保存計画が生活環境の一体的整備に関する内容が欠けており、地区の総合的計画として成立していない。

3) 制度の法的位置づけ: 中国では主として都市計画法に拠っており、日本では主として文化財保護法に拠っており、文化財としての理念が強い。

以上をまとめると、日本の歴史的な市街地の保存・整備は、文化財保護制度に基づいて行われてきたことがわかる。一方、中国では、明確な境界線をもつ歴史的市街地の全体マスタープランが重視され、それ故に歴史的市街地の全体が着目されたと思われる。

6. おわりに

館内・新地地区の歴史的地区としての整備(制度的補助)、唐人屋敷跡の史跡文化財としての整備、唐人屋敷跡の観光資源としての位置づけ、地域社会構造を含めた全体としての歴史的遺産保護を考える必要があると思われる。

参考文献

- 1) 泉州市人民政府、「泉州市城市総体計画」(1995~2020年)、1995.9 pp.31
- 2) 長崎市、「新地・十善寺地区まちづくりマスタープラン報告書」、1996.3 pp.7
- 3) 葉華、「中国の都市計画における歴史的環境保護に関する研究」、財団法人第一住宅建設協会、1998.2 pp.92



図-3 新地と館内地区